

相続税対策プラン



現在、我が国における相続税の申告の割合は、年間死亡者数の4%~5%程度となっています。この割合からみても相続税は「お金持ち」にしか課税されないものと思われていました。

しかし、平成27年1月から相続税の基礎控除額が大幅に縮小されるため、相続税納税対象者の増加が確実となりました。相続税の対象になるかならないかは、皆様の所有されている財産の総額で決まるのです。

当事務所では、**相続税対策プラン**を実施しております。

相続税対策プラン内容

Step1

『相続に関する相談』

- 相続税申告の概要説明を行います。
- 相続財産等のお客様情報のヒアリング。

Step2

『所有財産の評価』

- 現時点で所有されている土地、建物や自社株の概算評価を行い、現状の財産を概算額で見積もります。
- 所有されている財産の額や、お客様情報より相続税対象者であるか否かを判定します。

Step3

『相続税試算』

- 現状での相続税試算を行い、現在の対策や将来の問題点を報告します。

相続税対策プラン特別料金

Step1	無料	ご相談時間の長短にかかわらず一切無料です
Step2	70,000円	所有されている財産の額にかかわらず一律です
Step3	100,000円~300,000円	財産の額によって変動します